

## 代理人意見陳述書

令和8（2026）年7月14日

弁 護 士 亀 石 倫 子

### 1 はじめに

この訴訟は、「自分のからだに、不妊手術という医療を受けるかどうかを、誰が決めるのか——本人なのか、それとも国なのか」を問うものです。

控訴人らは、いずれも、自らの意思で不妊手術を受けることを望む女性です。

妊娠できるからだに、強い違和感を抱く人。

妊娠することに、耐えがたい恐怖を感じる人。

子を持たない生き方を、自分の人生として選んだ人。

理由はさまざまですが、共通しているのは、ただ一つ、「子どもを産むかどうかも、その準備をし続けるかどうかも、自分で決めたい」という願いです。

ところが、母体保護法は、本人がどれほど望んでも、法律の定める要件を満たさなければ、不妊手術を認めません。とりわけ、配偶者がいればその同意がなければならず、また、妊娠や出産で命に危険があるか、あるいは、すでに子を複数産んでいて健康が著しく低下するおそれがあるか、そのいずれかでなければならぬのです。

### 2 原判決の問題

原判決は、憲法13条が「避妊の自由」を保障していることを、司法として初めて、正面から認めました。そればかりか、原判決は、母体保護法の要件について「合理性に乏しい」とまで述べ、「制度の在り方については適切な検討が行われることが望まれる」との付言をしました。

しかし、原判決は、避妊の自由を認めながら、その自由が本件の規定によって制約されているのかどうかを、検討しませんでした。不妊手術は避妊の「特定の方法」にすぎず、ピルやIUDなどの代替手段があるから、というのがその理由でした。

しかしこれでは、保障されたはずの自由は、ないのと同じです。たとえば、「移動の自由」には、電車に乗る自由が含まれます。

「歩いてでも、車でも移動できるのだから、電車に乗れなくても移動の自由は制約されていない」とは、誰も言わないはずです。

自由を実現する手段を奪うことは、その自由そのものを奪うことに、ほかなりません。

原判決の問題は、それだけではありません。

原判決は、不妊手術を受けることが憲法上の権利だとはいえないと述べ、そのことを理由に、規制が行きすぎていないか、目的と手段が釣り合っているかという、比例原則の観点からの検討を、いっさい行いませんでした。

しかし、ある自由が「人格的生存に関わる重要な権利」とまではいえない場合であっても、国が正当な理由なくこれを制約してよいわけではありません。最高裁も、私生活上の自由を制約する法律については、その必要性和合理性を審査してきました。権利の重さを否定したことが、審査をしないことの理由には、ならないのです。

避妊の自由を認めながら、その制約を審査せず、比例原則による検討もしない。これでは、保障されたはずの自由は、ないのも同然です。

原判決には、判断の遺脱があり、理由が尽くされていません。

### 3 立法の正体

なぜ、この法律は、本人が心から望む不妊手術を、禁じているのでしょうか。

本人の意思に基づく不妊手術を原則として禁止する規定は、戦時下の昭和15年に作られた、国民優生法に始まります。その目的は、健康な国民を増やすという、国家による人口の管理でした。健康な人が、自らの意思で子を産まない選択をすることは、自分本位なものとして、抑え込まれたのです。

戦後、優生保護法を経て、平成8年に母体保護法へと改められたとき、優生思想に基づく強制不妊手術の規定は、削除されました。しかし、本人が望む不妊手術を禁じる規定だけは、手をつけられないまま、今日まで生き残っています。

これらの規定によれば、出産によって健康が著しく損なわれるおそれがあったとしても、まだ子を産んでいなければ、不妊手術は受けられません。ここでは、「子を産むこと」が、「女性の健康」よりも、上に置かれています。

妊娠・出産によって生命に危険があっても、配偶者が同意しなければ、不妊手術は受けられません。ここでは、「配偶者の意思」が、「女性の生命」よりも、上に置かれているのです。

これは、女性のからだを、その人自身のものとしてではなく、国家の目的を果たすための手段として扱う考え方です。「個人の尊重」を定めた憲法13条、「個人の尊厳」を掲げた憲法24条と、まさに正反対にあるものです。

#### 4 「危険だから」は、理由にならない

国は、不妊手術は危険だから制限するのだ、と言い続けてきました。原判決も、不妊手術には身体への侵襲があり、重い合併症のリスクもあることを、権利を認めない理由の一つにあげています。

しかし、この理屈は、母体保護法そのものの仕組みと、矛盾しています。

母体保護法2条は、この法律にいう「不妊手術」を、生殖腺を除去することなく生殖を不能にする手術のうち、内閣府令で定める術式によるものに限る、と定義しています。

つまり、危険性の問題は、法みずからが、2条の段階で、すでに整理を済ませているのです。国が自ら定めた術式にかなう手術を、「危険だから」という理由で禁止することは、できないはずです。仮に、ある術式に危険があるというのなら、施行規則の定めから外せば済むことです。

そうであれば、3条の要件を正当化する理由として、手術の危険性を持ち出すことは、そもそも筋違いです。

そして、2条が定める術式の危険性は、極めて小さいものです。

かつて、優生保護法が作られた当時、不妊手術は、お腹を大きく切り開く手術でした。けれども今日では、腹腔鏡を用いた、からだへの負担の小さな手術が広く普及し、その死亡率は、10万件あたり、わずか1件か2件にまで下がっています。これは、妊娠・出産に伴う死亡のリスクよりも低く、脂肪吸引などの美容整形手術に伴うリスクよりも、低い数字です。

本人の意思による不妊手術は、世界の多くの国で、安全な避妊方法の一つとして、ごく普通に行われています。もし、不妊手術が、国の言うように、原則として禁止しなければならないほど危険なものであるならば、これほど多くの

国で、当たり前を選択肢として受け入れられているはずがありません。「危険だから」という説明は、世界の現実とも、まったく合っていないのです。

国は、よりリスクの高い妊娠・出産を女性に引き受けさせる一方で、それより安全な不妊手術を禁じています。法律で禁じてもない美容整形が自由に行われる一方で、それより安全な不妊手術にだけ、罰則付きの禁止をかけている。これを、合理的と呼ぶことはできません。

そして、控訴人らにとって、ピルやIUDは、現実的な代替手段ではありません。控訴人らの陳述書が示すとおり、それらの方法を用いることは、その心と身体にとって、著しく困難なのです。

手術の安全性とは何の関係もない要件を課し、危険性がとっくに失われている手術を、禁じ続ける。「危険だから」が本当の理由でないのだとすれば、残る説明は、先ほど述べた、国家による人口の管理という目的しか、ありません。

## 5 男性との不平等

最後に、男性との不平等について述べます。

男性の不妊手術、いわゆるパイプカットは、独身であれば配偶者の同意もいらず、事実上、自由に受けることができます。ある医療機関は、4000件を超える実施実績を公表しています。ところが、母体保護法の要件を満たすかたちで行われた男性の不妊手術は、政府の統計上、年間でわずか数十件にとどまります。

同じ一つの法律が、男性の不妊手術には事実上適用されず、女性の不妊手術にだけ、重い規制としてのしかかっている。これは、性別による、合理的な理由のない差別に、ほかなりません。

## 6 司法が果たすべき役割

「私のからだは、母体じゃない」。これは、控訴人らの訴えを、一言で言い表した言葉です。私のからだは、国家が「産むための器」として役割を割りあてる対象ではない。私のからだは、私のものである。——この、当たり前であるはずの願いが、戦時下に作られ、その後も顧みられないまま生きてきた一つの規定によって、いまなお、阻まれています。

原判決は、「制度の在り方の検討が望まれる」と述べ、その判断を立法府の

手に委ねました。しかし、憲法に反する状態を正すことは、裁判所の使命です。立法府が長きにわたって手をつけてこなかったからこそ、いまこそ、司法がその役割を果たすときだと、私たちは考えます。

どうか、控訴人らの声に耳を傾け、その尊厳にふさわしい判断を示してください。

以 上

## ■ 代理人意見陳述

自分のからだのことは、  
誰が決めるのか。

—— 本人か、それとも、国か。

# 控訴人らの願い

- 妊娠できる体に、強い違和感を抱く人。
- 妊娠することに、耐えがたい恐怖を感じる人。
- 子を持たない生き方を、自分の人生として選んだ人。

---

「子どもを産むかどうか、その準備をし続けるかどうか、  
自分で決めたい」

# 母体保護法という壁

本人が、どれほど望んでも――

- 配偶者の同意がなければ、受けられない。
- 「命の危険」か「すでに複数の子十健康の著しい低下」がなければ、受けられない。

## 原判決が認めたこと

- 憲法13条は「避妊の自由」を保障する——司法として初めての判断。
- 母体保護法の要件は「合理性に乏しい」。
- 「制度の在り方については、適切な検討が行われることが望まれる」との付言。

## 検討されなかった「制約」

原判決 —— 「ピルやIUDなど、代替手段があるから、制約にあたらない」

「歩いてでも、車でも移動できるのだから、電車に乗れなくても  
『移動の自由』は制約されていない」  
—— そうは、誰も言わないはずです。

---

手段を奪うことは、自由そのものを奪うこと。

## 審査しなかった「比例原則違反」

原判決 —— 「憲法上の権利とはいえない」 → 比例原則の検討を、いっさい行わず

- 最高裁は、私生活上の自由を制約する法律の必要性和合理性を審査してきた。
- 権利の重さを否定することは、審査をしない理由にならない。

---

原判決には判断の遺脱があり、理由が尽くされていない。

# 規定の来歴

---

昭和15年（戦時下）

国民優生法

目的は、国家による人口の管理

---

戦後

優生保護法

禁止規定は、そのまま

---

平成8年

母体保護法

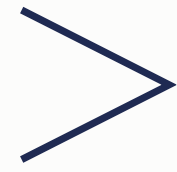
強制不妊の規定は削除。しかし、本人が望む手術を禁じる規定だけが残った

---

戦時下の規定が、手つかずのまま、今日まで生き残っている。

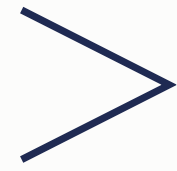
## この法律における順序

子を産むこと



女性の健康

配偶者の意思



女性の生命

—— 女性のからだを、国家の目的を果たすための「手段」として扱う考え方。

---

憲法 13 条「個人の尊重」・ 24 条「個人の尊厳」の、正反対。

4 | 「危険だから」は、理由にならない

## 法 2 条との矛盾

国の説明 —— 「危険だから、制限する」

- 法 2 条は、国みずからが定めた術式に限って「不妊手術」と定義。
- 危険性の問題は、法みずからが 2 条で整理を済ませている。

---

「危険だから」で、3 条の要件は正当化できない。

## 今日の安全性

死亡率は、10万件あたり 1～2 件

- 妊娠・出産に伴う死亡リスクより、低い。
- 美容整形手術のリスクより、低い。
- 世界の多くの国で、当たり前避妊方法。

---

「危険だから」が理由でないなら —— 残る説明は「人口の管理」だけ。

## 同じ法律、異なる現実

男性の不妊手術の実態 — ある医療機関の公表実績

4 0 0 0 件超

独身なら同意も不要 — 事実上、自由。

法の要件を満たした男性の手術 — 政府統計

数十 件／年

この法律は、男性には事実上、適用されていない。

---

重い規制は、女性にだけ — 性別による、合理的な理由のない差別。

■ 控訴人らの訴え

「私のからだは、母体じゃない」

**私のからだは、私のものである。**